

令和5年度泉南市プロモーション動画作成業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、令和5年度泉南市プロモーション動画作成業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により市が委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

令和5年度泉南市プロモーション動画作成業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、泉南市の人、産業、街並み、伝統、各種スポット等の魅力を市内外にPRするため、長期にわたり使用できる動画を作成することを目的とする。

(3) 業務の内容

「令和5年度泉南市プロモーション動画作成業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(4) 事業費上限額

4,000,000円(消費税及び地方消費税相当額含む。)

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(6) 実施形式

公募型プロポーザル方式

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 大阪府内に本社又は事業所等を有していること。
- (2) 泉南市建設工事等指名停止要綱(平成15年7月28日制定)に基づく指名停止を受けていないこと。(※ただし、令和5年度泉南市入札参加資格を有していない事業者については要綱の措置要件に該当していないこと。)
- (3) 泉南市暴力団等排除措置要綱(平成22年10月13日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る者を含む)。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

4. スケジュール

内容	期日
(1)公募開始	令和5年 8月14日(月)
(2)質問の受付期間	令和5年 8月14日(月) 令和5年 8月18日(金) 午後5時30分まで
(3)質問に対する回答期日	令和5年 8月23日(水)
(4)参加申込書提出期限	令和5年 8月28日(月) 午後5時30分まで
(5)書類審査 (申込者多数の場合)	令和5年 8月31日(木)
(6)参加資格確認及び書類審査結果通知	令和5年 9月 1日(金)
(7)企画提案書提出開始日	令和5年 9月 4日(月)
(8)参加資格不適合理由及び書類審査非 選定理由説明受付期限	令和5年 9月 8日(金) 午後5時30分まで
(9)参加資格不適合理由及び書類審査非 選定理由回答	令和5年 9月13日(水)
(10)企画提案書提出の締切日	令和5年 9月14日(木) 午後5時30分まで
(11)プレゼンテーション	令和5年 9月22日(金) 頃予定
(12)選考結果通知	令和5年 9月29日(金) 頃予定
(13)非選定理由説明受付期限	令和5年 10月 2日(月) 頃予定 午後5時30分まで
(14)非選定理由回答	令和5年 10月6日(金) 頃予定
(15)公表及び契約の締結	令和5年 10月上旬頃予定

注1：スケジュールは予定であるため、諸般の事情により変更する場合がある。

注2：資料配布にあたっての説明会は開催しない。

5. 実施要領等の配布及び参加申込

(1) 実施要領及び仕様書の交付

実施要領及び仕様書の交付は、泉南市成長戦略室プロモーション戦略課（泉南市役所1階）及び泉南市ウェブサイト上で行う。（泉南市ウェブサイトからダウンロード可。）

(2) 参加申込の方法

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、参加を表明する者は別添「参加申込書」【様式1-1】に必要事項を記入（代表者印又は使用印鑑届の印鑑（以下「代表者印等」という。）を押印すること。）の上、以下に記載する他の提出書類とともに、持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、書留等送達過程が記録される方法により郵送すること。

〈提出書類〉

1. プロポーザル参加申込書
2. 会社概要書【様式1-2】及び会社パンフレット
3. 同種業務実績調書【様式1-3】
4. 同種業務実績調書（泉南市内）【様式1-4】

5. 上記3又は4に記載した実績の動画（10分以内）を収録したDVD 1枚
※社名等の制作者がわからないようにすること。
※元の完成品が10分を超える場合、10分以内に編集すること。
※合計10分以内で複数実績を収録することも可。（最大3件まで）
6. 暴力団排除に関する誓約書【様式1-5】
7. 下記に掲げる納税証明書又は未納がない旨の証明書の写し
 - ・国税（法人税及び消費税）：税務署発行様式その3の3
 - ・本社及び委任先の都道府県税（法人事業税）：直近2期分
8. 財務関係書類
※直近3か年分の貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書及び収支計算書又はこれらに準ずる書類。

〈提出先〉〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号
泉南市 成長戦略室 プロモーション戦略課（泉南市役所1階）

（3）受付期間

- 令和5年8月14日（月）から令和5年8月28日（月）の午後5時30分まで
※1 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時30分までの間に持参すること。
※2 郵送の場合は、令和5年8月28日（月）午後5時30分必着とする。（書留等送達過程が記録可能な方法に限る）。

（4）辞退

参加申込書を提出した後、都合により辞退する場合は速やかに別添「プロポーザル参加申込辞退届」【様式2】を提出するものとする。提出方法は持参又は郵送により提出するものとする。なお、郵送の場合は、書留等送達過程が記録される方法により郵送すること。

6. 質疑応答

（1）質問の提出方法

仕様書内容及び企画提案書等の提出に関する参加者の質問は、別添「質問票」【様式3】に必要事項を記入し、下記送信先まで電子メールに添付して提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とする。電子メール以外での質問（電話による問い合わせ等）については回答しない。

〈送信先〉

泉南市 成長戦略室 プロモーション戦略課 アドレス：promotion@city.sennan.lg.jp

（2）受付期間

令和5年8月14日（月）から令和5年8月18日（金）午後5時30分まで

（3）回答方法

令和5年8月23日（水）までに、提出されたすべての質問とその回答をまとめて、本市ウェブサイトに掲載する。なお、質問に対する回答をもって本実施要領を追加補正したものとみなす。また、質問者の名称は公表しない。

7. 参加資格の審査及び書類審査の実施とその結果の通知について

(1) 参加者の決定

参加申込書等の内容について審査し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格の審査結果の通知

参加資格の審査結果については、令和5年9月1日（金）に参加申込書に記載された所在地宛てに、文書にて通知する。また、参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに別途、電子データを送付する。

(3) 不適合理由の説明要求

参加資格を有しないとの通知を受け取った申込者は、令和5年9月8日（金）午後5時30分までに、書面（様式は問わない）により、不適合の理由について説明を求めることができる。その回答は書面にて通知する。

(4) 書類審査の実施

書類審査については参加申込者が6者以上の場合は、別紙「審査基準表（書類審査）」に基づき、「令和5年度泉南市プロモーション動画作成業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において評価を行い、上位5者を選定委員会が行うプレゼンテーション審査の対象者とする。

(5) 書類審査の結果通知

審査結果については、令和5年9月1日（金）に参加申込書に記載された所在地宛てに、文書にて通知する。また、参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに別途、電子データを送付する。

(6) 非選定理由の説明要求

書類審査で非選定通知を受け取った申込者は、書面（様式は問わない）により、非選定の理由について説明を求めることができる。その場合は、令和5年9月8日（金）午後5時30分までに、書面を持参または郵送により上記5（2）の提出先へ持参又は郵送すること。郵送の場合は、書留等送達過程が記録可能な方法に限る。その回答は令和5年9月13日（水）までに書面にて通知する。

(7) その他

結果の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書は、書類審査が行われなかった場合は参加資格審査で資格有の通知があった者、書類審査が行われた場合は審査により選定された者が提出することができる。

企画提案書は次に掲げる書類で構成し、①から⑦の順に並べてA4判縦型ファイルに綴じて提出すること。

① 企画提案書表紙【様式4-1】

※ 代表者印等を押印すること。

② 実施体制【様式4-2】

③ 業務スケジュール【任意様式】

④ 企画提案書【任意様式】

【提案書については次の内容を記載すること】

ア 仕様書を理解し、動画のテーマとなる「コンセプト」を設定すること。

イ 設定した「コンセプト」を伝える動画の内容を提案すること。

ウ 「動画の構成（シナリオ）」及び「絵コンテ（構成を視覚的に分かりやすく表現したもの）」等により、動画のストーリーや内容がはっきりと分かるものとする。

⑤ 見積書【様式4-3】

※1 代表者印等を押印すること。

※2 見積金額は消費税及び地方消費税相当額を含む金額とすること。

※3 見積金額について事業費上限額（4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。))を超えないこと。

※4 積算内訳を別途添付すること。

(2) 提出部数

原本1部 コピー5部 合計6部

(3) 提出期間

令和5年9月4日（月）から令和5年9月14日（木）午後5時30分まで

① 提出先

上記5（2）の提出先と同じ

② 提出方法

持参又は郵送

※1 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時30分までの間に持参すること。

※2 郵送の場合は令和5年9月14日（木）午後5時30分必着とする。（書留等送達過程が記録可能な方法に限る。）

9. プレゼンテーション

(1) 実施日及び場所

令和5年9月22日（金）実施予定（確定した実施日時及び場所については、別途連絡する。）

(2) プレゼンテーションの方法

① プレゼンテーションの時間は1提案者あたり30分とする。

- ・提出した企画提案書の内容説明（20分）
- ・企画提案書に対する質疑応答（10分）

② 出席者は一提案者あたり3名までとする。また、指定する時刻までに会場外の指定場所にて待機すること。

③ プレゼンテーションに際し、プロジェクター等の機材の使用を認める。パソコンを使用する場合は各自で用意すること。プロジェクターについては、本市から貸与する。なお、その際は事前に申し出ることとし、プレゼンテーションの前日までに動作確認を行うことができるものとする。動作確認をする場合は事前予約すること。

④ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ・指定した時間に遅れたとき。
- ・プレゼンテーションを欠席したとき。

10. プレゼンテーション審査

(1) 審査基準

別紙「審査基準表（プレゼンテーション審査）」にて定める。

(2) 選定方法等

選定委員会において、企画提案者ごとに次のとおり審査し、優先交渉権者を選定する。

- ① 別紙「審査基準表」に基づき審査を実施し、総合評価点（評価項目の全項目の合計点）が最高得点の者を優先交渉権者とする。
- ② 総合評価点が同点の者が複数いた場合は、見積金額の低い者を優先交渉権者とする。
- ③ 総合評価点が同点であり、かつ、見積金額が同額の者が複数いた場合は、選定委員会の合議により優先交渉権者を選定する。
- ④ 優先交渉権者が契約を締結しない場合、第2位の者を優先交渉権者とする。

(3) 審査結果の通知

令和5年9月29日（金）（予定）に企画提案者に対し、最高得点の事業者名及びその総合評価点と企画提案者自身の総合評価点を通知する。

(4) 非選定理由の説明要求

優先交渉権者として選定されなかった企画提案者は、令和5年10月6日（金）（予定）午後5時30分までに、書面（様式は問わない）により、非選定の理由について説明を求められることができる。その場合は、期日までに書面を持参又は郵送により5.(2)の提出先へ提出すること。郵送の場合は、期日までに必着とする。（書留等送達過程が記録可能な方法に限る。）

回答は書面により通知する。

(5) その他

選定委員会の会議は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

11. 企画提案者の失格に関する事項

企画提案者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とし、(5)～(9)に該当する場合は、別途入札に準じて指名停止等の措置を講じる。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合、または満たすことができなくなった場合
- (2) 実施要領に定める手続きを順守しない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (4) 企画提案書の見積書に関し事業費上限額（上記2(4)）を超える金額を提案した場合
- (5) 提案書類に虚偽の記載をした場合
- (6) プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (9) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12. 契約

仕様書及び優先交渉権者の企画提案書等の記載事項をもとに、協議の上、泉南市財務規則に基づき契約を締結する。なお、契約の締結については、予算の成立を条件とする。

- (1) 優先交渉権者に決定した者と、契約金額等契約要件について協議の上、見積書を徴収し、業務委

託契約を締結する。なお、契約締結後、以下の内容を泉南市役所情報公開コーナー及び泉南市ウェブサイトにて速やかに公表する。

- ①選定事業者及びその提案金額と評価点
- ②全提案事業者の名称（※申込順）
- ③全提案事業者の評価点（※得点順、内容は①に同じ）
- ④その他必要な事項

- (2) 優先交渉権者が契約までの間に失格事項が判明した場合及び契約を辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とし業務委託の締結交渉を行う。
- (3) 優先交渉権者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

13. その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには一切応じない。
- (2) 企画提案書は一事業者1提案とする。
- (3) 提出された企画提案書等の書類の追加、修正及び変更は認めない。ただし、プレゼンテーションにおける補足説明資料の配布については、この限りではない。
- (4) このプロポーザルに要する経費は、全て事業者の負担とする。
- (5) 審査基準に関する質問は受け付けない。
- (6) 提出された提案書等は返却しない。
- (7) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし泉南市が本案件のプロポーザル方法の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、企画提案等の内容を無償で使用できるものとする。企画提案書等に含まれる第三者の著作権の公表などの使用については、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- (8) プロポーザルの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加申込辞退届（様式2）により速やかに届け出ること。
- (9) 提出された企画提案書等は、泉南市情報公開条例（平成11年10月4日条例第17号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第10条第2号の規程により不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (10) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していることが明らかとなった場合または本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。
- (11) 企画提案者が一事業者の場合でもプレゼンテーションを実施する。

14. 問い合わせ先

泉南市 成長戦略室 プロモーション戦略課

担当：城野・藤原・竹中

TEL：072-447-8811

MAIL：promotion@city.sennan.lg.jp

別紙 審査基準表（書類審査）

評価項目		評価内容	評価点数
業務実施 評価	業務遂行体制	業務遂行体制の妥当性 (業務内容及び特色、事業所等の所在地)	5
	業務実績	過去 5 年間に於ける地方公共団体の発注にかかる同種・類似 業務の実績等	5
		過去 5 年間に於ける泉南市内での同種・類似業務の実績等	5
		過去の実績に係る動画内容	1 5
合計			3 0 点

別紙 審査基準表（プレゼンテーション審査）

評価項目		評価内容	評価点数
提案評価点	業務全般	仕様書の趣旨を十分に理解した業務内容となっているか。	5
	業務体制	本業務を行う実施体制は適切であるか。 同種・類似事業の実績は十分であるか。	5
	スケジュールの進行管理	本業務を期間内に完了できる実現可能性のあるスケジュールになっているか。各工程において、適切な作業期間が確保されているか。	5
	基本姿勢	本市の特徴を把握した提案内容となっているか。	15
	独自性・創意工夫	独自性のある創意工夫された提案内容となっているか。	15
	プレゼンテーション		仕様書を理解し、動画のテーマとなる「コンセプト」が設定されているか。
設定した「コンセプト」を伝える動画の内容が提案されているか。			15
「動画の構成（シナリオ）」及び「絵コンテ（構成を視覚的に分かりやすく表現したもの）」等により、動画のストーリーや内容がはっきりと分かるものとなっているか。			15
価格評価点	見積金額	消費税及び地方消費税相当額を含み、事業費上限額（4,000,000円）を超えないこと。 満点〔10点〕×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格） ※小数点以下四捨五入	10
合計	合計		100点